

○青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則

平成十七年八月十日
青森県規則第八十八号

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、[青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例\(平成十七年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、[条例](#)において使用する用語の例による。

(安全性、規格その他必要な事項に関する基準)

第三条 [条例第五条第一項第四号](#)に規定する規則で定める安全性、規格その他必要な事項に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該リサイクル製品に含まれる物質が土壌に溶出する可能性がある場合にあっては、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境上の条件についての基準に適合すること。

二 次に掲げる規格のいずれかに適合すること。

イ 日本産業規格又は日本農林規格

ロ 県又は国が定める土木工事等に係る共通仕様書に定める規格

ハ 知事が別に定める規格

三 次のイ及びロに掲げるリサイクル製品の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める配合率基準(配合されること等によりリサイクル製品の原材料に含まれる循環資源の割合に関する基準をいう。以下同じ。)に適合すること。

イ 財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品の認定に係る基準(以下「エコマーク認定基準」という。)に配合率基準が定められている商品の類型(当該配合率基準によらないことについて合理的な理由があると認められる商品の類型として知事が別に定めるものを除く。)に属するリサイクル製品 当該リサイクル製品が属する商品の類型に係るエコマーク認定基準に定める配合率基準

ロ イに掲げるリサイクル製品以外のリサイクル製品 知事が別に定める配合率基準

2 知事は、[前項第二号ハ](#)の規格、[同項第三号イ](#)の商品の類型又は[同号ロ](#)の配合率基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、リサイクル製品に関し学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(令元規則六・一部改正)

(認定の申請)

第四条 [条例第五条第二項](#)の規定による認定の申請は、知事が別に定める期間内に、リサイクル製品認定申請書([第一号様式](#))に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図

二 リサイクル製品を製造し、又は加工するための機械設備及びその保守管理に関する書類

三 リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類

四 リサイクル製品の品質管理に関する書類

五 リサイクル製品が[前条第一項各号](#)に掲げる基準に適合することを証する書類

六 原材料となる循環資源が他の者から供給される場合にあっては、循環資源納入証明書([第二号様式](#))

七 その他知事が必要と認める書類

2 [条例第五条第二項第六号](#)に規定する規則で定める事項は、リサイクル製品の原材料に含まれる循環資源の割合及び発生場所並びにリサイクル製品の寸法及び重量とする。

(認定証)

第五条 [条例第五条第五項](#)に規定する認定証は、[第三号様式](#)による。

(表示)

第六条 [条例第六条第一項](#)の規定による表示は、「青森県認定リサイクル製品」の文字又は告示で定める様式により行うものとする。

(変更等の届出)

第七条 [条例第七条](#)の規定による届出は、[条例第五条第二項各号](#)に掲げる事項の変更の届出にあつてはリサイクル製品認定申請書記載事項変更届出書([第四号様式](#))、認定リサイクル製品の製造等の廃止の届出にあつては認定リサイクル製品製造等廃止届出書([第五号様式](#))により行わなければならない。

2 [前項](#)のリサイクル製品認定申請書記載事項変更届出書には、[第四条第一項各号](#)に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(掲示する事項)

第八条 [条例第九条第三項](#)に規定する規則で定める事項は、認定リサイクル製品の名称及び認定番号とする。

(身分証明書)

第九条 [条例第十一条第二項](#)に規定する身分を示す証明書は、[第六号様式](#)による。

附 則

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第六号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第七二号)

この規則は、公布の日から施行する。

[第1号様式\(第4条関係\)](#)

(令元規則6・令3規則72・一部改正)

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

青森県知事

殿

住 所 〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地〕
電話番号
氏 名 〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕

リサイクル製品認定申請書

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第5条第1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

品 目				名 称	
用 途					
製造(加工)する事業場	所 在 地				
	名 称				
原 材 料	種 類	性 状	数 量		
循 環 資 源	配 合 率	% (うち県内発生分 %)			
	発 生 場 所				
製造(加工)の方法					
寸 法					
重 量					
年間製造(加工)数量	申 請 前				
	認 定 後				
販売開始(予定)年月日	年 月 日				
安全性に関し試験を行った項目					
規 格	有 ・ 無	規格の種類			
		名 称			
		番 号 等			
配合率基準	有 ・ 無	商品類型			
参 考 事 項					

添付書類

- 1 リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図
- 2 リサイクル製品を製造し、又は加工するための機械設備及びその保守管理に関する書類
- 3 リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類
- 4 リサイクル製品の品質管理に関する書類
- 5 安全性、規格及び配合率が認定基準に適合することを証する書類
- 6 原材料となる循環資源が他の者から供給される場合にあつては、循環資源納入証明書(第2号様式)
- 7 その他知事が必要と認める書類

- 注1 規格の欄は、当該リサイクル製品に係る規格の有無について該当するものを○で囲み、当該規格がある場合は、その内容を記載すること。
- 2 配合率基準の欄は、当該リサイクル製品に係るエコマーク認定基準の配合率基準の有無について該当するものを○で囲み、当該配合率基準がある場合は、該当する商品類型を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

[第2号様式\(第4条関係\)](#)

(令元規則6・令3規則72・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

循環資源納入証明書

次のとおり循環資源を納入していることを証明します。

1 納入先

- (1) 事業場の所在地

- (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

2 納入する循環資源

- (1) 種類

- (2) 発生場所

- (3) 年間納入数量
 - ア 実績

 - イ 予定

年 月 日

納入者 住 所 } [法人にあつては、主たる
事務所の所在地
電話番号
氏 名 } [法人にあつては、名称及
び代表者の氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

[第3号様式\(第5条関係\)](#)

(令元規則6・一部改正)

第3号様式(第5条関係)

認定番号第 号

リサイクル製品認定証

住 所 [法人にあつては、主たる
事務所の所在地]

氏 名 [法人にあつては、名称及
び代表者の氏名] 殿

下記の製品は、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第5条第1項の規定による認定を受けた製品であることを証します。

年 月 日

青森県知事



記

製品の品目	
製品の名称	
製品の用途	
使用している 循環資源	
認定の有効期限	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

[第4号様式\(第7条関係\)](#)

(令元規則6・令3規則72・一部改正)

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

青森県知事

殿

住 所 〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地〕
電話番号
氏 名 〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕

リサイクル製品認定申請書記載事項変更届出書

リサイクル製品の認定に係る申請書の記載事項に変更があつたので、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
変更内容	変 更 前	変 更 後	
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

[第5号様式\(第7条関係\)](#)

(令元規則6・令3規則72・一部改正)

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

青森県知事

殿

住 所 〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地〕
電話番号
氏 名 〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕

認定リサイクル製品製造等廃止届出書

認定リサイクル製品の製造(加工)を廃止したので、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 番 号	第	号	認 定 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

[第6号様式\(第9条関係\)](#)

第6号様式(第9条関係)

表

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職氏名
年 月 日生
上記の者は、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第11条第1項の規定により立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。
年 月 日交付
青森県知事 印

8センチメートル

6センチメートル

裏

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例(抜粋)

(立入検査等)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、製品認定を受けた者若しくは製品認定を受けた者に循環資源を供給する者(以下「認定事業者等」という。)に対し、認定リサイクル製品の製造等の方法その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、認定事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、認定リサイクル製品の製造等の状況に関し、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。